集合契約における実施機関の
機関番号等の変更及び追加について

平成30年4月改定

【東京都保険者協議会】

実施機関番号等の変更とは・・・	実施機関の追加とは・・・
契約期間中（契約締結後）に保険医療機関番号や機関名、住所に変更が生じた場合の取扱いとなり、既に契約書の実施機関一覧に当該機関が登載されていることが条件となります。 毎月、「実施機関番号等変更届」（別紙1）の提出により、対応します。	実施機関を既存の契約書の実施機関一覧に追加する場合の取り扱いとなり、保険医療機関番号（保険医療機関指定通知書）が交付されていることが条件となります。 6月末、9月末、12月末に「特定健康診査（特定保健指導）委託変更契約書」（別紙2）を代表保険者と締結することで、追加ができます。

（保険者協議会中央連絡会資料
平成20年10月10日付）

（保険者協議会中央連絡会資料
平成21年3月27日付）

実施機関番号等の変更の手続き

前提条件

・既に当該実施機関（旧実施機関番号等）が契約書の実施機関一覧に登載されている。
・新しい保険医療機関番号（保険医療機関指定通知書）が交付されている。

地区医師会

1. 支払基金へ、「特定健診・特定保健指導機関変更届」（別紙3）を当該月の20日までに提出する。
2. 代表保険者へ、各実施機関から受領した「実施機関番号等変更届」（別紙1）を、当該月分をまとめて月末に提出する。

代表保険者（保険者協議会）

「実施機関番号等変更届」の情報を保険者団体の中央組織（委任状取りまとめ者）に報告する。

【新番号での特定健診・特定保健指導の実施時期】
支払基金・国保連合会ともに
「特定健診・特定保健指導機関変更届」を支払基金に20日までに提出した場合、翌月から特定健診・特定保健指導を実施することができます。

実施機関の追加の手続き

前提条件

・実施機関を既存の契約書の実施機関一覧に追加する場合。
・保険医療機関番号（保険医療機関指定通知書）が交付されている。

地区医師会

1	支払基金へ、「特定健診・特定保健指導機関届」（別紙4）を当該月の20日までに提出する。
2	代表保険者へ、追加する実施機関の機関番号及び名称等の情報を記載した「特定健康診査（特定保健指導）委託変更契約書」（別紙2）を、契約印を押印し、2通送付する。（6月、9月、12月の下旬締切）

代表保険者（保険者協議会）

「特定健康診査（特定保健指導）委託変更契約書」に代表保険者が代表者印を押印し、地区医師会へ返送する（1通）。
追加した健診機関の情報を保険者団体の中央組織（委任状取りまとめ者）に報告する。

追加した実施機関は追加契約の締結日の翌日から特定健康診査・特定保健指導を実施することができます。

【留意点】

1　本取扱いは、「実施機関番号等の変更の手続き」と異なり、6月末、9月末、12月末に限り、追加契約の締結をします。

○　6月末日契約の対象範囲
⇒年度当初の契約締結後から6月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。

○　9月末日契約の対象範囲
⇒6月21日から9月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を提出した実施機関が対象。

○12月末日契約の対象範囲
⇒9月21日から12月20日までに支払基金に「特定健診・特定保健指導機関届」を実施した実施機関が対象。

※別紙1と別紙2は、東京都保険者協議会ホームページの「特定健診・特定保健指導集合契約(B)」または「各種ダウンロード集」からダウンロー　ドできます。
※別紙3と別紙4は支払基金のホームページからダウンロードができます。

社会保険診療報酬支払基金のアドレスはこちら
http://www.ssk.or.jp/index.html